



教育相談だより

令和4年1月 発行
福島県特別支援教育センター
第2号 作成:教育相談係

今回は、当センターで行っている教育相談についてお伝えします。
誰を対象にしているのか、どのような流れで行うのか、また、どんなことを大事に考え教育相談を行っているのかなどをまとめました。
「利用したいと考えているけど、迷っている…」そんな方にも届いたら嬉しいです！

【教育相談について】

当センターでは、「相談者の思いや願いに寄り添い、健やかな成長を促す教育相談」を軸に、障がい等の心配のある乳幼児、児童生徒やその保護者(家族)、学校等との教育相談を行っています。

【相談の流れ】

- ① お電話をいただくと、相談担当者をご相談の内容を伺います。悩んでいること、不安に思っていること等をお話してください。相談担当者からも質問をさせていただきながら主訴を整理します。
- ② ご相談の内容によっては、来所相談を勧めさせていただくこともあります。ご予約やお仕事の都合もあるかと思しますので、ご希望に応じて、電話での相談を継続したり、ご来所いただく日程調整をさせていただいたりします。

【相談の内容】

生活上・学習上の問題、友人関係の悩み、学校の対応に関すること、指導の仕方に関すること、家族の対応に関すること、進路に関すること、学校と家庭との連携に関すること、お子さんの困っていることの整理、お子さんの得意不得意の整理など様々な相談に応じています。

【確認いただきたい点】

来所相談は、電話での予約が必要です。保護者の方とお子さんと一緒に来所される場合は、それぞれに担当者がついて対応しますので、まずはお電話ください。

相談専用電話 024-951-5598



- ◆相談時間 9:00～17:00
- ◆電話相談 月曜日～金曜日（予約は必要ありません）
- ◆来所相談 火曜日～金曜日（事前予約が必要です）
- ◆相談対象 障がい等の心配のある乳幼児、小、中、高校生及びその保護者



<教育相談で大事にしていること>

- じっくり聴く。
- 不安のないよう、相談者のペースで内容を整理していく。
- 様々な情報から実態を総合的に捉える。
- 本人がどう思っているのか、どう考えているのかを確認する。
- 具体的な支援策を相談者の気づきを大事にしながら考え、提案する。

